

第33回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和5年3月27日（月）9時～9時37分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○尾上 進
○白肌 正 ○石原 岩雄

4 欠席委員

なし

5 議事日程

諮問第 1号 農業経営改善計画の認定について
議案第 9号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 非農地証明願いについて
議案第13号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊 （事務局長）
鍋藤 雄太 （管理係長）
岩崎 展幸 （管理係）
川畑 幸博 （管理係）
奥 裕太 （管理係）
○農政課 山下 紗弥美 （農政管理係）
京田 雄哉 （農政管理係）

議長 (石坂 務)

おはようございます。只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。
これより第33回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、5番 杉幸三委員、6番 田嶋輝男委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第33回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3、諸報告であります。

私は3月6日鹿児島市で、常設審議委員会が開催され、出席しました。

また17日にJA本所で、JA役員報酬審議会があり、出席しました。

さらに同日、出水地区農業委員会農地利用最適化推進会議が、出水市の鶴丸会館で開催され、私を始め、多くの農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席しました。

当日は出水市、長島町の農業委員及び農地利用最適化推進委員が一堂に会しました。また農業委員会を巡る情勢について、農業会議、県庁農村振興課、地域振興公社から説明を受け、県の各担当者とも顔を合わせ意見交換ができる、良い機会となりました。

本会議を受けて、改めて農地利用の最適化活動について、一層の推進を図っていく必要があると感じたところです。

また、24日に鹿児島市で、鹿児島県農業会議第103回通常総会が開催され、私が出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第4 諮問第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。

但し、11番 白濱和利委員、及び石原岩雄農地利用の最適化推進委員が、議事参与

の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。
それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第1号について、説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。

私から質問しますが、3番の方について、前農業委員から私が引き継いでいるんですけど、家に行っても出てこない、電話かけても出ない。我々農業委員及び農地利用最適化推進委員は、本人から何も応答が無ければ話しができないところです。本諮問について、農業経営改善計画の認定に係る計画書は、本人が自ら作成したのですか。

農政課 (山下 紗弥美)

今回諮問を行った、農業経営改善計画は、本人自らが作成しています。

議長 (石坂 務)

要望ですが、我々農業委員及び農地利用最適化推進委員が本人に連絡を取った際には、必ず応答するように指導願いたいと思います。

事務局 (園田 豊)

農政課長の立場で補足して説明します。同氏につきましては、以前から水稻生産をされておりまして、大きな面積で営農されておりまして。但し、ここ数年、本人の心身の状況が不安定であり、様々な書類のやり取りで本人と面会できない状況が多々あるところですが、心身が安定した状況の時は話しもでき、書類作成もスムーズにできるところですが、会長からの質疑のとおり、経営面等で本人に面会しようとしたとき、中々会えない状況もあるところですが。本人は、将来5年後の経営改善に向けて意欲を示しておりますので、農政課、農業委員会一体となって本人に指導しながら、経営の安定に結び付けていきたいと思っておりますので、皆様方も今後ともご理解と連携をよろしくをお願いします。

議長 (石坂 務)

わかりました。他に質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は、認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席を願います。

(11番白濱和利委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

1番の内容について説明します。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり決定いたします。

11番白濱和利委員の着席を認めます。

(11番白濱和利委員着席)

議長 (石坂 務)

引き続き、議事参与分を審議いたしますので、石原岩雄推進委員は退席を願います。

(石原岩雄農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)
それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)
2番の内容について説明します。
(資料にて説明)
以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)
農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)
ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
石原岩雄推進委員の着席を認めます。

(石原岩雄農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)
日程第5 議案第9号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

但し5番栞幸三委員、11番白濱和利委員、及び尾上進推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)
おはようございます。それでは議案第9号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第3号について説明いたします。
(資料にて説明)
以上です。

議長 (石坂 務)
農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、11番白濱和利委員は退席を願います。

(11番白濱和利委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議事参与分についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。白濱和利委員の着席を認めます。

(11番白濱和利委員着席)

議長 (石坂 務)

引き続き議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)
それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)
同じく議事参与分についてご説明いたします。
(資料にて説明)
以上です。

議長 (石坂 務)
農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。
尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)
引き続き、議事参与分を審議いたしますので、5番 柘幸三委員は退席を願います。

(5番 柘幸三委員退席)

議長 (石坂 務)
それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)
同じく議事参与分についてご説明いたします。
(資料にて説明)
以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり決定いたします。柙幸三委員の着席を認めます。

(5 番柙幸三委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第6 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第10号についてご説明いたします。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏ほか2名の共有名義の土地になります。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間180日程度耕作される予定であり、申請地では、家庭菜園を耕作される計画であります。また、労働力、下限面積等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号2について、譲受人は〇〇 〇〇氏で、譲渡人は〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、申請地は現在譲受人が住んでいる土地の隣であり、そこで家庭菜園を耕作するため、今回の申請に至りました。譲受人は、現在農地を所有していませんが、申請地が農用区域外に属する農地であるため、下限面積の要件を満たしております。また、そのほかの労働力等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件も売買による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべて満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

1 1 番委員（白濱 和利）

議案第10号にかかる調査は、3月10日に8番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第7 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第11号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの位置にあります。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は本市に居住する〇〇〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地に住宅を建築するため、本件を申請されました。申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

8番委員（尻無濱 俊幸）

議案第11号に係る調査結果について、報告します。調査は、3月10日に、11番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側と北側は畑、西側は宅地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、隣接地にブロック積をするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第8 議案第12号 非農地証明願いについてを議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長（石坂 務）

日程第9，議案第13号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、議案第13号 令和5年農用地利用集積計画書 第3号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和5年3月31日となります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他について皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（石坂 務）

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）

ございません。

議長（石坂 務）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時37分

議事録署名日 年 月 日

農業委員会会長 -----

議事録署名人 -----

議事録署名人 -----

書 記 -----